

江田島市行財政改革大綱

計画期間（平成17年度～平成21年度）

平成18年3月

江 田 島 市

目 次

1	はじめに	1
2	基本方針	2
3	改革の重点目標	3
4	改革の期間	11
5	改革の推進体制・進行管理	11

1 はじめに

江田島市は平成16年11月に江田島町、能美町、沖美町、大柿町の4町合併により誕生しました。

しかしながら、合併はあくまでも手段であり、その最大の目的は、急速に進展する地方分権の担い手（基礎自治体）としての行財政基盤を強化した上で、高度化・多様化・広域化する行政ニーズに的確に対応した新たな地域づくりを推進することにあります。

一方、自主財源に乏しい本市においては、国の三位一体改革等による地方交付税削減等の影響は大きく、合併により財政規模は拡大したものの、「地方交付税の削減」は今後も見込まれ、先行き不透明な状況のなか、一般家庭では貯蓄にあたる市の基金も底をつくなど、厳しい財政運営が求められています。

さらに、本格的な少子高齢社会の到来や、※「2007年問題」等をめぐる地域間競争の激化など、待ったなしの課題も山積しています。

こうした中、合併（市制施行）の効果をより早く、より多く発揮していくためには、諸情勢の変化を踏まえつつ新たな視点に立った事務事業全般の抜本的な見直しと、合併を契機に顕在化した「3つの過剰」（職員、施設、負債）の解消を図ること、すなわち行財政改革の断行によるスリムで効率的な行財政運営の確立が急務と考えています。

これには当然に負担の増加や既存サービス廃止などの「痛み」を伴います。また、旧町それぞれに固有の事情や背景があつて、全体の※コンセンサスが形成しにくいという面もありますが、将来にわたって持続可能な江田島市としていくため、その基礎固めの第一歩として、今回の行財政改革は避けて通れないものです。

この大綱は、本市がここ5年間に集中的に進めようとしている改革の理念や具体的な取組方向を内外に明らかにするとともに、広く課題認識等を共有化しながら計画的かつ着実な推進を図るために策定したものです。

※「2007年問題」…「団塊の世代」（1947年から1951年頃に生まれた世代）で最も出生率の高かった1947

年生れの者が、定年を迎え、大量に退職することで、人材不足が懸念される現象

※コンセンサス…人々の意見または判断の一致、合意を示す。

2 基本方針（4つの目標）

① 市制に相応しい体制の整備

新市としての一体感を醸成するため、まず職員が意識変革し、合併後も継続されている旧町制度の整理統合、市制移行に伴う課題の広域化や複雑・多様化、事務・事業量の増加等に的確に対応できるシステムや体制を構築します。

② 「選択と集中」による事務・事業の重点化

既に厳しい財政運営となっている現状で、行政課題を解決し、計画事業を執行するには、事業の絞り込みが必要で、真に行政ニーズや事業効果の高いと認められる施策を総合的に検討し実施します。

③ 民間活力や住民パワーの活用

市が抱える多くの課題に的確に対応しながら、将来に向けて新しいまちづくりを進めていくためには、市民が行政運営に参画することが必要不可欠です。市民・各種団体等と行政の役割分担を明確にし、それぞれの地域の特色を生かしたまちづくりや住民自治を進めるために、市民と行政との協力関係の強化を図ります。

また「民間でできることは民間で」との方針のもと、民間委託など「官から民へ」の仕事の流れを一層加速させます。

④ 組織及び財政のスリム化

コスト意識を持って、絶えず事務の集約と事業の見直しにより、組織の縮小・定員の削減を計画的に行い、人件費の大幅縮減を図るとともに、給与や各種手当の適正化に努めます。

また歳入の確保と歳出の削減にも、現状を見直し積極的に取り組んでいきます。

3 改革の重点項目

先に掲げた4つの基本方針を達成するため、次のとおり重点項目を設定し改革を行います。

1 市制に相応しい体制の整備

① 職員の意識改革と事務改善

厳しい財政状況のなかで、住民への高い行政サービスを提供していくには、行政改革を実現し、住みやすい新しいまちづくりに立ち向かう意欲的で行動力のある職員が必要となります。従来手法にとらわれず、絶えず課題意識を持ち、大きく変動する社会情勢に対応できる職員の育成を図ります。

【具体的な取組】

- ・人材育成に関する基本方針の策定及び推進
- ・職場研修の実施と自主研修の奨励
- ・職員提案制度の構築
- ・専門職職員の育成
- ・県・他機関との人事交流の促進
- ・事務改善の取組みの推進
- ・事務処理の方法の統一
- ・まちづくり活動への職員の積極的な参加
- ・個人情報保護の推進

② 柔軟で、効率的な組織運営

行政ニーズの変化に対応した効果的・効率的な行政運営を行うため、各部署の現状把握に努め、随時統廃合や整理を行うとともに、プロジェクトチーム・特命担当の設置など組織・機構や職員配置の弾力化を図ります。

【具体的な取組】

- ・組織の弾力的な見直し
- ・プロジェクトチームの活用

③ 県からの移譲事務の拡大

事務移譲具体化プログラムに基づき、県からの事務・権限移譲を順次拡大するなかで、市としても専門職員の育成・確保を計画的に進め、市民生活の向上を目指します。

移行作業に当たっては、研修期間中や育成期間中に、財源及び人材の確保の負担が生じてくるため、県からの最大限の支援を求めています。

【具体的な取組】

- ・ 事務・権限移譲への対応

④ 「旧町から継続されている制度」の見直し

旧町の独自の制度については、それぞれ経緯や背景等を持つことを尊重しながらも、新市としての不公平感の解消（サービスの平準化）、応能負担の原則、受益者負担の原則の観点から、早急に制度の集約・一本化を目指し、市民が共有できる新制度の構築に努めます。

【具体的な取組】

- ・ 新しい住民自治組織の確立
- ・ 福祉ほか各種制度の見直し
- ・ 防災無線放送のあり方の検討

⑤ 支所・出張所の検討

市民の利便性を確保する必要性は認めながら、今後の各施設設備や職員適正化計画等も踏まえて、支所・出張所・連絡所のあり方について随時見直し、より機動性を発揮できるよう検討していきます。

基本的に支所については、機能強化を図る一方、出張所等については、事務量等や地域的背景を考慮しながら、統廃合を進めていきます。

【具体的な取組】

- ・ 支所の組織，事務分掌の検討
- ・ 出張所・連絡所の廃止，縮小

⑥ 各種施設の統廃合

既に、小・中学校は、学校問題検討委員会の答申等を踏まえ、統廃合を計画的に進めています。所要の施設整備や教育環境の向上等を視野にいれ、進めていきます。

保育園についても、少子化の著しい状況のなかで、保護者の様々なニーズに対応していくには、統廃合による集約を図りながらも、サービスの確保に努めていきます。

更に児童館、公民館、図書館、集会所等の各種施設についても、設置の目的や地域の実状に配慮しながら、指定管理者制度・民間委託・地元委託等も含め、効果的に運営していきます。

【具体的な取組】

- ・小・中学校の統廃合と学区の見直し
- ・保育園の統廃合
- ・児童館の管理運営の合理化（放課後児童クラブの運営も含む）
- ・農業生産施設等の移譲
- ・公民館の効率的運営
- ・施設の統廃合と複合化の推進

2 「選択と集中」による事務・事業の重点化

① 重点6分野への集中投資

投資的・政策的事業については、新市建設計画に掲げる※主要施策6分野を基本に、現在策定中の総合計画でも十分検討し、優先度を付した上で、緊急性・必要性の特に高いものへ更に絞込みを行います。

公共事業のみならず、事務事業でも絶えず評価・見直しを行い、行政評価制度等により外部からの意見も積極的に反映していきます。

【具体的な取組】

- ・江田島市総合計画の策定
- ・行政評価制度の構築

② 各種補助金等の見直し

各種補助金等については、小規模補助金や旧町からの長期継続補助金等が多くの割合を占めるなかで、社会を取り巻く情勢や環境が大きく変化していることを踏まえ、抑制に努めるとともに、全体的な見直しを図り、整理・統合・縮小を目指します。

【具体的な取組】

- ・小規模補助金等の整理合理化の検討
- ・各種団体補助金の見直し

③ 各種イベントの再構築

旧町単位で行っていた各種イベントについては、市としての位置づけを明確にし、全市レベルへのバージョンアップを行うとともに、主体が行政から市民になるように、整理・見直しを進めます。

【具体的な取組】

- ・各種イベント・スポーツ大会等の見直し

※主要施策6分野・「教育・文化の充実」「産業・観光の振興」「保健・医療・福祉の充実」「生活環境の整備」
「都市基盤の整備」「連携・交流の促進」

3 民間活力や住民パワーの活用

① 情報公開と※パブリックコメント等の積極的な活用

市民に正確な情報を積極的に公開するため、広報・広聴制度の充実に努めるとともに、パブリックコメントなど政策形成過程にできるだけ市民の参画機会を確保します。

【具体的な取組】

- ・行政情報の積極的な公開
- ・広報広聴機能の充実
- ・パブリックコメント制度の導入
- ・市政モニター制度の充実

② 各種団体の再構築

各種団体との役割分担を明確にしながら、市民活動を積極的に支援し、旧町等の単位で設置されている各種団体については、市域全体をカバーする組織づくりや合併の促進に向けて市としても積極的に支援します。

【具体的な取組】

- ・外郭団体との役割分担の明確化
- ・市民活動団体の支援と関係強化（安全・安心まちづくり、環境美化等）

③ 住民自治組織との協働

住民自治組織との議論の中で、市民による自発的・主体的な自治組織と行政の役割分担を明確にし、協働社会の実現を目指して、自治組織の参画分野を拡大します。

④ 民間委託の一層の推進

多数の施設を所有している中で、民間への業務委託が可能で、効率的なものは引き続き拡大していき、更に委託の集約化や統一単価の設定、委託期間の複数年度化等で経費削減に努めるとともに、職員で対応が可能な業務は委託廃止も検討します。

※パブリックコメント・行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表し、市民等に広く意見や情報を提出してもらい、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。

【具体的な取組】

- ・ 葬斎センター業務管理の委託
- ・ ごみ処理等施設の維持管理・運営の見直し
- ・ 観光施設管理運営の委託等の検討
- ・ 道路維持業務のあり方の検討
- ・ 市営住宅管理の委託化
- ・ 公園管理の委託化
- ・ 学校給食施設の統廃合と委託化

⑤ ※指定管理者制度の導入

公の施設の利用者ニーズに効果的・効率的に対応するとともに管理コストの削減等も図るため、先進事例等も踏まえながら指定管理者制度を導入し、適用箇所を選択を検討します。

⑥ 公営企業等及び※第三セクターの経営健全化

独立採算を原則に、「歳入の確保」と「経費の削減」に努め、健全な会計運営に努めながらも、市として実施するべき事業には、一般会計からの繰出し等財政支援を行い、経営維持に努めます。

ただし、経営の悪化が著しい事業については、今後の経営方針の総点検や財政支援の必要性を検討します。

【具体的な取組】

- ・ 公営企業等の総括的あり方
 - ・ 水道事業⇒経費の削減と事務の効率化
 - 交通船事業⇒経営状況や交通計画等を踏まえた検討
 - 国民宿舎事業⇒今後の経営の方向性の検討
 - 下水道事業⇒下水道整備計画の見直しと中・長期経営計画の検討
 - 宅地造成事業⇒今後の造成計画の検討と既存の造成地の売却推進
- ・ 第三セクターへの関与のあり方や経営の見直し

※指定管理者制度…自治体が、公の施設の管理を他の団体に行わせる場合の仕組み

※第三セクター…政府や自治体（第一セクター）と民間（第二セクター）とが共同出資して設立する組織

4 組織及び財政のスリム化

① 人件費等の抑制

○ 計画的な定員管理

合併により他の類似団体に比較し、多いレベルにある職員数の縮減が大きな課題です。「団塊の世代」の大量退職へ対応するためには、組織の縮小や事務の簡素化・集約化を図るとともに、職員構成の平準化・専門職員の確保等に配慮した「定員管理計画」を策定し、今後5年間で約70名（13.3%）の職員の純減を行います。

また、常勤的非常勤職員や恒常的に任用している臨時的任用職員等についても、見直し・縮減していきます。

【具体的な取組】

- ・ 定員適正化計画の策定及び推進
- ・ 退職勧奨制度の見直し
- ・ 嘱託職員、常勤化している臨時職員の削減

○ 給与・手当等の適正化

国の動向と市の財政状況を踏まえ、新しい給与体系（給料表）や昇格（任）・昇給基準等の導入を検討していきます。

また、特殊勤務手当等の諸手当についても、引き続き見直しを進め、特に時間外手当・休日手当の削減については、実状を十分踏まえながら、検討します。

【具体的な取組】

- ・ 職員給与の適正化
- ・ 人事評価制度導入の検討
- ・ 特別職給与及び各種委員報酬の見直し
- ・ 各種手当・特殊勤務手当の見直し
- ・ 時間外・休日勤務の削減
- ・ 柔軟な勤務時間の導入

② 歳入財源の確保

国や県からの地方交付税や補助金等に依存している歳入構造のなかで、今後更に歳入が減少することを踏まえ、税負担の公平性、滞納整理の強化と適正な受益者負担に努めながら、自主財源の確保を図ります。

【具体的な取組】

- ・ 市税等収納率の向上
- ・ 負担の公平と行政サービスの制限
- ・ 使用料・手数料の見直し
- ・ 市有財産の有効活用の推進

③ 経費節減の検討

歳入に応じた支出をするためには、各分野における経費削減が緊急課題であり、各種事務・事業について、随時見直し、削減目標を定めます。

【具体的な取組】

- ・ 旅費・費用弁償の見直し
- ・ 委託料の見直し
- ・ 施設管理委託業務に伴う発注の見直し
- ・ 公用車の導入基準や管理基準等の見直し
- ・ 消防車両や装備の適正配置
- ・ 消防団組織・制度の検討
- ・ 公共工事コスト縮減の推進
- ・ 電子入札の導入
- ・ 各種団体への負担金の見直し

4 改革の期間

改革の推進期間は平成17年度から平成21年度までの5年間を設定し、着実な行財政改革の進展を図ります。

5 改革の推進体制・進行管理等

① 推進体制

全庁的な行政財改革の取組み及び進行管理は、「江田島市行財政改革推進本部」において行います。また「江田島市行財政改革推進本部幹事会」を設置し、実施計画の具体的な取組みなどの提言や職員への啓発を行います。

なお、改革の進捗状況や成果・課題等を定期的に「江田島市行財政改革審議会」へ報告し、意見や提言をいただくとともに、広く市民にわかりやすい形で公表していきます。

② 進行管理

本大綱の目標の実現に向けて、具体的な取組みと実施年度を明らかにする江田島市行財政改革実施計画を作成し、改革の推進を図ります。この実施計画は毎年見直しを行い、国や県の動き、社会経済情勢等を的確に改革へ反映することとします。

また、行財政改革の実施目標を明らかにして全職員が一丸となって改革に取り組むため、毎年行財政改革の目標を設定し公表します。年度末には各課ごとに改革の実績を取りまとめその成果を発表します。